

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 五 号

平成十六年三月十七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 衛藤 晟一君

理事 鴨下一郎君 理事 北川 知克君

理事 長勢 甚遠君 理事 宮澤 洋一君

理事 城島 正光君 理事 三井 辨雄君

理事 山井 和則君 理事 福島 豊君

理事 井上 信治君 理事 石崎 岳君

加藤 勝信君 上川 陽子君

木村 勉君 木村 義雄君

菅原 一秀君 竹本 直一君

棚橋 泰文君 中西 一善君

中山 泰秀君 能勢 和子君

原田 令嗣君 平田 耕一君

福井 照君 三ツ林隆志君

三原 朝彦君 吉野 正芳君

青木 愛君 泉 房穂君

内山 晃君 大島 敦君

小宮山泰子君 五島 正規君

園田 康博君 中根 康浩君

橋本 清仁君 樋高 剛君

藤田 一枝君 古川 元久君

増子 輝彦君 水島 広子君

古屋 範子君 榊屋 敬悟君

山口 富男君 阿部 知子君

議員

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

厚生労働大臣政務官

政府参考人

(総務省自治財政局長)

金田 誠一君
坂口 力君
谷畑 孝君
森 英介君
竹本 直一君
瀧野 欣彌君

政府参考人
(厚生労働省健康局国立病 富岡 悟君
院部長)

政府参考人
(厚生労働省雇用均等・児 伍藤 忠春君
童家庭局長)

厚生労働委員会専門員 宮武 太郎君

三月十六日

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案 城島正光君外四名提出 衆法第一〇号

同日

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(岡本芳郎君紹介)(第九四九号)

同(棚橋泰文君紹介)(第九五〇号)

同(鳩山由紀夫君紹介)(第九五一号)

同(平田耕一君紹介)(第九五二号)

同(石毛鏡子君紹介)(第九五九号)

同(宇野治君紹介)(第九六〇号)

同(奥村展三君紹介)(第九六一号)

同(塩谷立君紹介)(第九六二号)

同(田嶋要君紹介)(第九六四号)

同(松下忠洋君紹介)(第九六四号)

同(川端達夫君紹介)(第一〇〇三三三)

同(倉田雅年君紹介)(第一〇〇四四)

同(仙谷由人君紹介)(第一〇〇五五)

同(高木義明君紹介)(第一〇〇六六)

同(中西一善君紹介)(第一〇〇七七)

同(鳩山由紀夫君紹介)(第一〇〇八八)

同(村上誠一郎君紹介)(第一〇〇九九)

同(加藤公一君紹介)(第一〇五八八)

同(西野あきら君紹介)(第一〇五九九)

同(加藤公一君紹介)(第一一〇六六)

同(七条明君紹介)(第一一〇七七)

同(中村正三郎君紹介)(第一一〇八八)

同(藤井孝男君紹介)(第一一〇九九)

青年の雇用に関する請願(市村浩一郎君紹介)(第九六五号)

同(石井郁子君紹介)(第一〇六〇号)

同(横路孝弘君紹介)(第一〇六一号)

同(阿部知子君紹介)(第一一一〇号)

緊急の保育課題への対応と認可保育制度の充実に関する請願(自見庄三郎君紹介)(第九八八号)

年金改悪反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第九八九号)

同(石井郁子君紹介)(第九九〇号)

同(穀田恵二君紹介)(第九九一号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第九九二号)

同(志位和夫君紹介)(第九九三三)

社会保険制度拡充等に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第九九四号)

同(石井郁子君紹介)(第九九五号)

同(穀田恵二君紹介)(第九九六号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第九九七号)

同(志位和夫君紹介)(第九九八号)

同(塩川鉄也君紹介)(第九九九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇〇〇号)

同(山口富男君紹介)(第一〇〇一号)

同(吉井英勝君紹介)(第一〇〇二号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一〇〇七号)

同(石井郁子君紹介)(第一〇九八号)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇九九号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一一〇〇号)

同(志位和夫君紹介)(第一一〇一号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一一〇二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一一〇三三)

同(山口富男君紹介)(第一一〇四四)

同(吉井英勝君紹介)(第一一〇五五)

医療・年金制度の大改悪反対に関する請願(塩

川鉄也君紹介)(第一〇一〇号)

骨髄バンク利用にかかる患者負担金への医療保険適用に関する請願(川端達夫君紹介)(第一〇一一号)

健保三割負担を二割に戻すなど患者負担の軽減に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第一〇一二号)

同(志位和夫君紹介)(第一〇一三三)

同(吉井英勝君紹介)(第一〇一四四)

臓器移植の普及に関する請願(岩屋毅君紹介)(第一〇三二二)

同(加藤公一君紹介)(第一〇三三三)

同(上川陽子君紹介)(第一〇三三四)

同(川内博史君紹介)(第一〇三四五)

同(木下厚君紹介)(第一〇三五五)

同(北村誠吾君紹介)(第一〇三六六)

同(小坂憲次君紹介)(第一〇三七七)

同(高村正彦君紹介)(第一〇三八八)

同(佐藤勉君紹介)(第一〇三九九)

同(城島正光君紹介)(第一〇四〇〇)

同(高木美智代君紹介)(第一〇四一一)

同(武山百合子君紹介)(第一〇四二二)

同(津島雄二君紹介)(第一〇四三三)

同(中村哲治君紹介)(第一〇四四四)

同(能勢和子君紹介)(第一〇四五五)

同(福島豊君紹介)(第一〇四六六)

同(山井和則君紹介)(第一〇四七七)

同(吉野正芳君紹介)(第一〇四八八)

同(小野晋也君紹介)(第一〇四九九)

同(木村勉君紹介)(第一〇五〇〇)

同(熊代昭彦君紹介)(第一〇五一五)

同(自見庄三郎君紹介)(第一〇一六六)

同(土肥隆一君紹介)(第一〇一七七)

同(中川治君紹介)(第一〇一八八)

同(中村正三郎君紹介)(第一〇一九九)

同(橋本清仁君紹介)(第一二二〇号)

同(樋高剛君紹介)(第一二二二号)

同(松本龍君紹介)(第一二二三号)

同(丸谷佳織君紹介)(第一二三三三三)

同(保岡興治君紹介)(第一二二四号)

年金改悪反対等に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一〇四九号)

同(石井郁子君紹介)(第一〇五〇号)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇五一号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一〇五二二)

同(志位和夫君紹介)(第一〇五三三)

同(塩川鉄也君紹介)(第一〇五四四)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇五五五)

同(山口富男君紹介)(第一〇五六六)

同(吉井英勝君紹介)(第一〇五七七)

保育・学童保育施策に関する請願(石井郁子君紹介)(第一〇六二二)

年金・医療・介護等の社会保障制度確立に関する請願(山井和則君紹介)(第一〇六三三)

無認可保育所への公的助成等に関する請願(山井和則君紹介)(第一〇六四四)

同(阿部知子君紹介)(第一一一二二)

育児・介護休業法の整備等に関する請願(阿部知子君紹介)(第一〇八六六)

パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上に関する請願(棚橋泰文君紹介)(第一〇八七七)

安全で行き届いた医療・看護に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一〇八八八)

同(石井郁子君紹介)(第一〇八九九)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇九〇〇)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一〇九一一)

同(志位和夫君紹介)(第一〇九二二)

同(塩川鉄也君紹介)(第一〇九三三)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇九四四)

同(山口富男君紹介)(第一〇九五五)

同(吉井英勝君紹介)(第一〇九六六)

パートタイム労働法の抜本的改正等に関する請願(土井たか子君紹介)(第一一一一)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出第二八号)

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案(城島正光君外四名提出、衆法第一〇号)

○衛藤委員長

これより会議を開きます。内閣提出、児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治財政局長瀧野欣彌君、厚生労働省健康局国立病院部長富岡悟君、雇用均等・児童家庭局長佐藤忠春君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○衛藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○衛藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。青木愛君。

○青木委員 民主党の青木でございます。希望どおり厚生労働委員会に所属できまして、大変ありがたく思っております。きょうが初めての質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、保育士としての経験から、お子様を持つお母様、お父様の声、そして保育現場の声を国政に届けたいと思っております。この道を志しました。今回、この法案の中で、特に公立保育所の一般財源化という点に絞り、質問をさせていただきます。

まず、本題を議論する前に、その前提となります現状認識についてお伺いいたします。保育所の意義、役割についてどのようにお考えでられるのか、坂口大臣にお尋ねいたします。

○坂口国務大臣 おはようございます。だんだんと少子高齢化が進んでまいりまして、しかもまた、一方におきましてはいわゆる核家族化が進んでくるという中で、子育ての社会化ということがだんだんと叫ばれてまいりました。そうした中で、保育所の持ちます役割というのはだんだんと重要になってきているというふうに思っております。

女性の皆さんが仕事と子育てが両立できるように、あるいはまた、それだけではなくて、さまざまな活動をされることに對して保育所が重要な役割を果たすようになりつつあるといったこともあって、今後保育所と幼稚園とを総合的に考えるようにしていこうというようなことが出てまいりました。も、また新しい動きの一つではないかというふうにも思っております。

今後とも役割はさらに重要度を増していくというのが私の認識でございます。

○青木委員 おっしゃられるとおり、大変大事な役割を担っているわけですが、今、現状は多くの問題を実際抱えております。

私もこれまで現場にありまして、お母様方からいろいろな声を聞いてまいりました。まず、きょうはそうしたお一人お一人の声を聞いていただきたいと思います。

まず、最も多い声の一つに、保育所に預ける入所条件の緩和を求める声がございます。あるお母さんは、子供を預けたいんだけど、おばあちゃんがいるために保育に欠けるといふ形にならず、預けることができません、おばあちゃんが働いていなくても入所できるようにしてほしいと切実に訴えておられました。

保育所の入所には、保育に欠けなければ預けられないという条件がございます。おじいちゃん、おばあちゃんが自宅にいますと、入園することができません。しかし、実際、おじいちゃん、おばあちゃんも、毎日子供の面倒を見るとなると、それも大変な重労働となります。

この保育に欠けるというのは、昭和二十二年の児童福祉法に盛り込まれた文言です。今は時代も変わりまして、働きたいお母さんもふえて、また、社会もそれを必要とする時代となりました。今の社会の現状、地域の実情、今の時代の親の気持ちに合った法律に脱皮してもいいのではないかと考えます。育児にはリフレッシュも必要ですし、子供にとっては集団生活の重要性という点もございます。また、この保育に欠けるというのは、どこか親が責任放棄しているような印象もあって、言葉の響き自体もよい印象を受けないのであります。

とにかく、この入所の規則が大変面倒で、その上、家族構成から仕事の内容から所得まで、家庭のプライバシーの部分まで全部さらけ出さないと入所の手続ができないという状態でございます。このような状況では、とても子供を安心して育てられるという環境とは言いがたいものがあります。都市部と地方では事情も違うかもしれませんが、それぞれの理由で自由に預けられるという、そうした空気を醸成することがお母様方に子育ての上での安心感を与えるのではないかと考えます。

この保育に欠けるという入所の条件に關しましてどのような御見解をお持ちでしょうか、坂口大臣にお尋ねいたします。

○谷畑副大臣 おはようございます。今先生がおっしゃいましたように、保育所における意義というのは、今坂口大臣がお答えをいたしました。やはり共働き世帯もふえておりますし、少子化ということもありますし、ぜひそこを応援したいということで、保育所の意義は非常に大きいと思います。

もう一つは、やはり、就学前教育というのか、そういう観点で、子供たちは子供たち同士で遊んだり学んだり、そういうことによって社会性を学んでいくという、これは非常に大事だと私は思っ

ておりますし、坂口大臣がおっしゃったとおりだ
と思います。

そういう状況の中で、保育に欠けるという要件
があるということでありませうけれども、これは、
いわゆる保育所における保育というのが、親の就
労等の事情によって家庭で養育を行えない子供に
ついて、市町村が児童福祉の観点から家庭にかわ
るものとして実施をする、こういうことが実は基
本になっているわけでございます。そういうこと
では、おじいちゃん、おばあちゃんと同居してい
る場合とか、それから専業主婦で子供の養育が
できる、こういう場合は遠慮してもらっている、
こういう状況だと思えます。

もちろん、保護者が居宅外で労働する場合のほ
か、居宅内労働や求職活動の中であっても保育所
を利用できることとされており、少し緩和をして
きておりますし、また、社会のニーズを踏まえた
ものにとりまして、短時間の保育をするという
ことも事情によっては可能である、そういうよう
にして少しずつ緩和をされておるんじゃないかと
思います。

今先生おっしゃったように、その問題について
はこれからさらに議論のあるところだということ
はよくわかっております。

以上であります。

○青木委員 本日に、保育所へ預けるときの窓口
の対応というのは、少しでも条件が合わないとい
うことで、少しく空気があるものから、そう
した声をお届けをさせていただきまして、

今の時代、本当に規則が多過ぎまして、国全体
がどこか情緒不安定になっていて、大人も子供も
遊びがなくて余裕がありません。こうした規則を
取り払うことで、国全体がゆとりと潤って、人
間が人間らしく生きられるのではないかと考え
ます。

次に、もう一つ、これもお母様方の声なんです
けれども、それは、切実に訴えておられます保育
料のことでございます。

保育料は前年度の所得に応じて設定されていま
す。お母様方が訴えているのは、保育料を安く、
そしてその設定を一律にしろという声
です。そうした声を幾つか御紹介させていただき
ます。

ある若いお母さんです。所得に応じての金額の
設定はどうかと感じます。子供一人に対する料金
は一律であってほしいです。保育料を払うために
働いているのかと思うほどです。

また、二人の男の子を持つお母さんです。我が
家は自営で、夫の両親と子供二人の六人家族で
す。世帯の収入全体で保育料が計算されるので、
夫の両親の年金なども含めた額で、割と高額の収
入があると判断されます。どこの世帯で同じいさ
ん、おばあさんの年金で保育料を払っているうち
があるのですか、若い人の負担が本日に多いん
です。お願いだから一律にしてほしいです。

また、看護婦をされているお母さんです。保育
料が高過ぎます。みんな生活水準を少しでも高く
しようと共働きしたり、また継続してきた職業に
対し生計がいややがいを感ずる母親になっても
働いています。しかし、子供が多ければ多いほど
保育料が家計を占める割合が高くなり、生活水準
を上げるどころか保育料にほとんどとられてしま
う、今の保育料がいつ設定されたかわかりません
が、いまだに女は家で子育てしているとしても言っ
ているかのように。

このようにまだまだたくさんのお母さんがございま
す。

結局、保育料を払うために働いているようだと
も、それならば、働かないで家で子供を見ていて
も変わらない。しかし、女性も生きがいを持って
働きたい時代です。子供のためにも頑張れるので
す。頑張った分だけちゃんとお金が残れば、生活
に少しでもゆとりができて、またやる気も出てき
ます。頑張った者が報われる一律の料金設定にし
てほしいというのは当然の声だと私は考えます。
こうした声に対して、お言葉をいただきました
と思います。

○谷畑副大臣 先生は保育士としての経験を含め
て、また、そのことについて学ばれたというよう
に聞いているわけでありませう。

保育料を均一化、あるいは統一して、負担を軽
い感じ、だれでもが入所できるように、そうい
う御質問だと思っております。

私も、四十二歳で参議院議員として国会へ来さ
せてもらったんですけれども、私、子供を保育所
に預けるときに初めて参議院議員という証明書
をもらって行ったわけなんですけれども、当時も
共働きでしたし、私の家内も保育所の母保さんと
してこの間まで働いておりましたのでよくわかる
わけなんですけれども、一番高い料金を払ったとい
ふように思えます。

御存じのように、やはり保育にかかわる料金と
いいますと、保育所を建てたり、土地を買っ
たり、あるいは保母さんを雇ったりして、そして
一定程度の基準もありますから、それを維持して
いくとすれば、一人当たり、地域によっては十
万円かかることもあるし、四万円かかることも
あるし、一人の保育児に対して。だから、この
ことを、もちろん保育所に通わないたくさんの方
の皆さんもおられるし、そういう状況の中で税
金を投入しているわけですから、一律ということ
は非常にいいんだけれども、やはりそれなりの負
担というのか、をすることによってまた次の人た
ちが入所できる、そういう条件もつくっていか
なざるを得ないということ、いわゆる実態にか
かった保育の費用を基礎として、保育料を徴収し
た場合の家計に与える影響をしっかりと考慮し
て、そして児童の年齢等に応じて定めておるとい
うことで、その点はぜひひとつ、また全体が、さ
らに保育所の社会的な意義というものを理解しな
がら、そういう形で維持できるような感じでは
来ておるといふことを理解していただきたい、こ
のように思います。

○青木委員 うちの方の地元のお母さんの声を聞
きますと、やはりどうしても働いた分だけがその
まま本日に保育料にとられてしまうぐらいの設定

なんです。すね。です。これは本日に何とかな
らないものかなというのは切実な声なんですけれ
ども、ぜひその声はお聞き届けたいと思
います。

本日に少子化に歯どめがきかないという理由
に、この保育料の問題というのは本日に大きな問
題だと私は考えています。お母さんの考えとして
は、子供一人じゃかわいそうだから二人までは何
とか産もうというところで、でも三人となると今
の環境ではとても無理だということではないかと
思います。今の保育料の設定では、言ってしまう
ば、もう子供を産むなと言っているぐらいの料金
設定ではないかと思えます。

女性がどんどん働いても、どんどん子供を産ん
でいけるような、そうした安心できる環境づくり
が今となつては必須だと考えております。少子化
を本日に憂うのであれば、私は、少々乱暴な言
い方かもしれませんが、保育料を無料にする
くらいのはつきりとしたわかりやすい政策を打た
なければ、現状を打破できるとは到底考えられま
せん。どうか、こうしたお母さん方の声を政策の
方に反映してくださいませう、心からお願い申
上げます。

続きまして、もう一点。これはある市の、保育
所を運営されている園長先生の声です。これも、
やはり腑に落ちないという声なんですけれど
も、認可保育所は保育単価という、何歳の子供一
人入所につき幾らという措置費をいただいて運営
しています。基本的には保育所はほかに収入はご
ざいませぬので、この措置費で運営しているわけ
なんですけれども、その先生がおっしゃるの、
この保育単価が地域によって格差があるというこ
とです。特別区、特別区、甲地区、乙地区、丙
地区と、五つの地区に分かれております。それぞ
れ保育単価が違います。

この保育単価の半分以上は人件費、そのほか、
子供にかかわる保育材料費、給食費などに使われ
ているわけなんですけれども、保育士の仕事は、
子供の命を預かる仕事ですから、神経も使います

し、赤ん坊をおぶえば腰も痛めます。その労力というものは決して地域によって異なるものではないと考えますけれども、この点につきましてどのような御認識をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○伍藤政府参考人 お尋ねの保育単価と申しますのは、市町村から保育所に児童一人当たりの費用としてお支払いするものでございますが、その積算の基礎になっておりますのは、保育所でどれぐらい費用がかかるかということでございます。保育所の費用は、先生御指摘のように、人件費が大体七五％ぐらいでございます。その人件費をどういうふうにそれぞれの保護者に負担をさせていただくかということで割り戻して保育単価というのを設定しているわけでございますので、この人件費をどう積算するかというところにかかってくるわけでありまして、この人件費を考えますときに、一応私ども、保育士の人件費を、国家公務員の給与が大体全国を五地域に分けて、それぞれの地域の必要経費といえますが生活費等を勘案して設定をされておりますので、それと同様の考え方で、例えば東京都の特別区が一番人件費の高い地域ということで設定をいたしまして、五区分にして、それをその費用として設定をしておりますところでございます。そういった実情からいたしますと、こういった地域区分に基づいて保育単価を設定しておるといっても、実態を反映した合理的な措置ではないかなというふうに私どもは考えているわけでございます。

○青木委員 この保育単価には、人件費のほか、保育にかかわる費用も当然含まれているわけで、それは子供にかかわる費用なわけですが、同じ子供でありながら保育単価に差があるのはおかしいという、そうした現場の声があることはお届けておきたいと思えます。

す。それでは、これから本題に入らせていただきます。こうした厳しい、まだいろいろな問題点を含む保育現場なんですけれども、今回、なぜ公立保育

所の一般財源化という改正を行ったのか、まずその点について伺いたいと思います。

○伍藤政府参考人 公立保育所の問題につきましては、保育所の中でも公立ということで、これは自治体それぞれがその議会の議決に基づいて、条例により設置をしておりますのでございます。こういった性格にかんがみまして、自治体みずからが設置、運営する施設でございますから、みずから財源をすべて負担していただくということも一つの理にかなった方法ではないかなということ、公立保育所については一般財源化をするということにしたわけでございます。

そういった観点から、必要な財政措置を講じて、きちっとした形で財源移譲いたしますれば、当然のことながら、みずからの責任で運営をしていただけるというふうに私どもは考えまして、公立保育所について一般財源化をしたものでございます。

みずから設置、運営するものについてみずからが負担をするということが、大きな流れであります。地方分権とかあるいは自治といったものにもある程度かなった方向の決定ではないかなというふうに考えておるところでございます。

○青木委員 ある役所の課長さんは、地方自治、分権は好ましいことではあるけれども、財源措置をしつかりしていただきたいということをおっしゃっていました。まだ詳細が全然わからなくて、不安を抱えているということでもあります。恐らく二割カットぐらいの財源になるのではないかとこの予測を立てられておられて、保育水準を維持するために地方自治体の独自財源で措置する以外にない、財源対策に今から頭を痛めているという声もございいます。

また、市民の皆さんには、こうした政策によりまして、また保育料の値上げにつながるのではないかとこの心配の声を聞いています。財政が厳しい市町村では、運営費の一般財源化は保育料アップの要因になると当然考えられていきます。実際、保育料の値上げをしているところも出てきておりま

す。このような状況について、どのようにお感じになっておられますでしょうか。

○伍藤政府参考人 保育所の利用料につきましてでございますが、一応、これまでは、国が定める保育所徴収金基準額表というものがございまして、これを踏まえて各自治体が、家計に与える影響などを考慮して、それぞれ独自に条例で定めてきておるものでございます。

公立保育所について、これが一般財源化された後にどうなるかということでございますが、これは、先ほど申し上げましたように、適切な財源措置がなされるということを前提に考えますと、一般財源化された後に保育料が上がる、上げざるを得ないということはないと思っておりますし、民間保育所についての先ほど言いました保育所の徴収金基準表というのは、引き続き今後とも存続するわけでありまして、これを一応参考に各自治体で保育料を設定していただくことに事実上はなろうかと思っておりますので、そういったことからいたしますと、今回の一般財源化を機に保育料の水準が大きく変動するということはまずないというふうに考えております。そういった観点から、保育水準の低下といったようなことにつながるといようなことはないものというふうに考えております。

○青木委員 しかし、実際、保育料がもう既に上がっているところが千葉県の中でもございまして、これまでも、やはり、国の基準よりも、お母様方の声に合わせて、市町村が補てんをしまして、少し保育料を下げておられるような状況で今までもやってきていまして、このような状態ではまたさらにそうしたところにしわ寄せが来るのではないかとこの声はございいます。

また、こういう、一般財源化することによりまして、今まで公立保育所でも土曜日も午後を開所したり、平日も夜八時ごろまであけたりという、そういった努力をしているところもありまして、今の保護者のさまざまな延長保育ですとか休日保育といった保育ニーズに合わせてそうした体制を

整えてきているところもあるんですけれども、まずこうした特別保育サービス、プラスアルファの部分、そういったサービスの低下が懸念されているんですけれども、その辺についてはどうなんですか。よろしくお願ひします。

○坂口国務大臣 一般財源化をするということ、これは、各自治体も御希望のことでありまして、どうしてもやはり、そこはそういうふうにしてほしいというふうに皆さん方も強い願望をお持ちになつて、そこに財源をどう配分するか、財源をどう自由に使えるようにするかということがもう一つ大事な論点だというふうに思っております。

ことしスタートでありますから、多少試行錯誤のところもございまして、しかし、この保育に関しましては、先日も総務省の方から御答弁いただきましたとおり、この譲与税というものをつくっていただいて、そして、それで保育の財源は確保できるようにしている、優先的に確保できるようにしている、こういうお話がありまして、私もそこは心配をしながらこの一般財源化に踏み切ったわけでありまして、そのところは私は総務省のお話を信頼申し上げておるところでございます。

したがって、それぞれの地域でさまざまな保育に対する取り組み、他の市町村ではやっていないようなことをやったりといったような特徴あるやり方というのをやりだしているところ、それが確かにあるわけでありまして、私は、そうした自由度ということがこれからはもたえていくということが一番好ましいことだというふうに思っております。

したがって、そういう自由度が大きくなるような方法をこれから我々も模索していかなければならない、そういうお手伝いをしていかなければならない、そう思っているところでございまして、恐らく、この一年間あるいは一年半の間に今後の財政的な問題につきましてさらに一層明確化されていくものと思っております。

体として、この乳幼児のころの財源をどう確保していくかということでございます。この数年でございませうけれども、この分野が今までほとんどなかったところがかなりふえてきたことは事実でございませうし、今後、またここは今まで以上に充実をされていくものというふうに思っております。

その財源を含めまして、いよいよ本格的に、この社会保障全体の中で子育てをどう位置づけ、そしてその財源を確保するかというこの議論、いよいよ本格化するというふうに思っております。また、この一、二年というのは、そうしたことに對する一つの結論を出す時期に來ているのではないかとこのように考えている次第でございます。

○青木委員 高齢者の方々への手当ても確かに大事なこととは思われますけれども、保育とか教育、こうした子供政策をむしろ手厚くすることが、いずれ経済の活性化、また高齢者の方々を支える力にもつながっていくのではないかと考えます。今後また、地域の生活者の声に耳を傾けて、積極的に真摯に耳を傾けてくださいますことをお願い申し上げます。私の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○衛藤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前九時三十八分休憩

午前十時四十一分開議

○衛藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○山井委員 十一時二十分ぐらゐまで四十分間、児童福祉法等の改正について質問をさせていただきます。

坂口大臣におかれましては、参議院とかけ持ちで大変かと思いますが、また質問も多いですが、どうかよろしくお願いたします。

また、先ほど朝九時からの青木委員の質問と

多少重なるところがありますので、その重なるところはカットさせてもらいながら質問をさせていただきます。

坂口大臣、今回の児童福祉法等の改正に関して、大多数の自治体が怒っております。政府の地方分権のかけ声とは正反對の、地方いじめの今回の法改正には、政府は地方分権で言っていることとやっていることが正反對ではないかという怒りが非常に高まっております。このような地方の声を最初に申し上げまして、私の質問では、順を追って、先日、公立保育所や地元役所を回ってまいりましたので、その現場の声、いや、悲鳴を伝えたいと思います。

私たち民主党は、国から地方への補助金を減らし、地方の財源を一般財源化することを主張しております。そして、地域のことは地域で決めることができ、地域主権の分権社会の確立を目指しております。しかし、今回の公立保育所などの国庫負担金をなくすということは、それに見合う税源の移譲が全く十分ではありません。これでは、地方自治体が地方分権に逆行していると怒るのも当然であります。

そこで、まず最初に、坂口大臣に改めてお伺いをしたいと思います。

先ほどの青木委員の質問にもございましたが、本当に今回のこの法改正で地方自治体の自由度がふえたと考えておられるのか。本当にこれは地方分権になっているのか。単なる財源の切り下げではないか。この件について、坂口大臣、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 全体の話としましては、地方自治体もできる限り自由度を持つて地方で行えるようにしてほしいということ、これはもう大体一致している。だろいうふうに思います。その中でも、地方としては、自分たちがやりたいもの、欲しいもの、それからやはりもらいたくないもの、これはそれぞれ地方自治体もあるというふうには私は思っております。

知事会、あるいはまた政令指定都市の市長会、

それから一般市長会、それぞれが、これは欲しい、これは遠慮しておきたいものをマル・ペケで出しておみえになるわけでありませうけれども、その中で三者が一致しておりますのはこの保育の問題でありまして、ここはやつてもいいという御意思はお持ちなんだろう。財源の問題は別にしまして、やるという意思につきましては、やはり自分たちの裁量と申しますか、地域に合った自由度を持つてやりたいというふうにお考えになつてゐることは事実なんだろうと思ひます。

さて、次の財源の問題でございますけれども、これは、今までやつておりましたが、そのとおり地方に額が行くということになりますと、地方としましては一番望ましい、あるいはまた、もう少しふやしてもええねえもつといい、こういうことになるのだろいうふうですが、国も地方も大きな財政難を抱えておられますときに、これを再建もしていかなくやならない。その再建のところをどういうふうに関後スケジュールに乗せていくかということもあわせて、いわゆる地方分権の問題は考えていかざるを得ないんだろいうふうに思っております。

しかし、その中で、この公的保育所の問題につきましては、総務省の方も非常に気を使つていただいて、所得譲与税というものをそこに充てるということにして、そして、私はかなり総務省の皆さんともお話をいたしておりますけれども、ここは優先的に使用するというのをかなり強調して言つていただいておりますから、私は、そんな大きな穴があくということはないことはやつていけるんだろいうふうに思つてゐる次第でございます。

そうした中で、自由度がどれだけふえるかという話でございますけれども、これから先、保育所と幼稚園を一体化していくというような話もございませうし、それぞれの地方におきましては、土曜や日曜の話もあつたり、さまざま問題が起つてゐるわけでございますから、そうした中で、おやりをいただけることはかなりふえていくのでは

ないか。それぞれの地域の特徴を出していただくことはできる。運営費等につきましても、より細かく、こちらがこれは何と何にというふうにならざるに細かく決めるというようなことをやつていただくわけでございますけれども、その辺のところにも自由度が今後は増していくというふうに思っております。

○山井委員 今、自由度についての答弁がありましたが、現場の保育所の方々、また役所の方々がおっしゃつてゐるのは、財源の手当てが十分でない中でこの国庫負担金をなくすということで、本当にどうやつて予算を獲得しようか、また切り詰めるのか、その中で今までのサービスが低下するのではないかと、まさに不自由度が増すという悲鳴を現場は上げておられるわけでありませう。

いみじくも坂口大臣がおっしゃつたように、財源のことは別として、そうなんです、確かに、国庫補助金をなくしていく方向というものに関しては地方自治体は賛成である。それは、でも、税源の移譲とセットなわけでありませう。そのことが不十分であるということが、この法改正の最大の問題であります。

そこで、総務省にお伺いしたいと思います。そもそもその質問であります、三位一体改革の理念、自立や地方分権を推進するという理念に對して、今回、一兆円の補助金を削減したにもかかわらず税源移譲は四千億円余りである。これは大きな問題であると思つております。このことは、結果的には単なる国の財政難を地方自治体にツケ回したということにしかなくなつていない。逆に、地方分権どころか地方いじめであると考えております。

地元の首長さんあるいは役所の方々も、税源を渡さないとだめだ、三位一体に全くなつていない、肝心の財源移譲は中途半端にして、地方交付税の大幅な削減を先行させてゐる、分権型社会の創造や自主自立という理念が全くないという厳しい意見が出ております。

これでは全く地方分権とは言えないと思います。総務省の見解をお伺いします。

○瀧野政府参考人 今回の国庫補助負担金の見直しと税源移譲との関係についてお尋ねでございます。

平成十六年度におきまして、国庫補助負担金につきまして一兆円規模の廃止、縮減という見直しを行っているところでございますが、その中で、事業そのものを廃止、縮減するというものが四千二百億円程度あるわけでございます。これは、地方団体におきまして事業もしないわけでございまして、それについては負担のツケ回しということとはいいわけではございます。残りの六千億強につきまして、精査を行い、地方団体が義務的に引き継ぎ行うものについては十割、あるいは、その中身を見直して行うものにつきましては八割というような一定の基準を設けて、税源移譲を行うということにしておるわけでございます。

我々といましては、そういった税源移譲の問題と、それから、交付税につきまして、一般財源が非常に厳しい状況になっているのではないかと、この問題はまた別途あるわけでございますけれども、それは、国庫補助金の見直しとはまた別に、国、地方を通じまして財政全体の健全化をしなければいけないという命題もあるわけでございします。

そこら辺のところは、地方団体におきましてもなお財政の健全化に努力していただかなきゃいけないというふうに思いますが、全体の財源といたしましては、交付税の基準財政需要額の中にきちんと必要な経費を見込みまして、標準的な仕事につきましては地方公共団体ができますように、財源は確保したつもりでございます。

ただ、それはマクロの話でございますので、個別の地方公共団体におきまして、財政が非常に厳しいところも当然出てくる可能性がございますので、そこそこは、地域再生事業債等個別の手段で、個別に地方公共団体の皆様方のお話を聞いて対応していきたいというふうに考えて

おります。

○山井委員 小泉改革は、そもそも地方を軽視しているというところで今までから指摘されておりましたけれども、地方軽視、さらに、こういう小さな、弱小の自治体をますます苦しめる改革であると思います。

そこで、坂口大臣に改めてお伺いしたいと思いますが、これは青木議員の質問とも重なることですので、ちょっとまとめてお伺いをいたしますが、保育料の問題とサービスの質の問題であります。

今までのこの法案に関する答弁を聞いておりますと、保育の質は落ちない、予算は確保している、財源不足は生じないという答弁のオンパレードなわけでありまして。しかし、大臣も地方自治体や保育所の現場に行かれればすぐにおわかりになると思いますが、現場の危機感是非常に強いものがあります。

まず、先ほどの青木議員の指摘にもありましたように、ただでさえ保育料が非常に高い、そんな中で苦しんでおられる御家庭が非常に多い中で、今回の国庫負担金がなくなると財政が厳しくなる中で、保育料の値上げにつながるケースがふえるのではないかと。もう実際、保育料を値上げし始めているところもあるということなんです。

このことに関して、坂口大臣、今後保育料は上がっていくかというのをこの場で約束していただけないでしょうか。

同時に、現場の声は、財源が十分に担保されていない、ないそでは振れないという中で、予算が削られれば子供主体の保育はやっていけない。保育料が高くなると、結局はサービスの質が低くなるだけじゃないか。保育のプロの正職員から臨時職員にかわっていく。それで、延長保育をやっているケースなどですと、朝の八時から晩の七時まで、一日に三人も四人もころころと保育士が入れかわるということもこれららだんだんふえてくるのではないかと、そういうことは結局は子供にとつていいことではないのか。また、

これからいろいろな、児童虐待の問題もふえてくる中で、家庭支援も充実させたい、そのためにはもっと保育士に研修も受けてほしい、親と一緒に子育てができるようにしたい。

そういう現場の思いがある中で、今回の財源カットというのは非常に厳しい危機感を現場に与えております。具体的には、例えば特別保育対策について、公立保育所は、二七％が延長保育、一時保育が一％、そして障害児保育は三三％されているわけでありまして。これも青木議員の質問と重なりまして、こういうふうな特別保育対策というものにしても、今回の法改正を機に、結局こういうサービスを低下させるということになるのではないかと、この危機感が現場には非常に強いんですね。

この二点、保育料の値上げがふえるのではないかと、そして、サービスの質や労働条件が悪化するのではないかという点に関して、責任者である坂口大臣、改めて明確な答弁をお願いしたいと思います。

○坂口国務大臣 私はそういう心配をいたしております。

保育所の利用料というのは、これは保育所徴収金基準額表というのがあるのはもう御承知のとおりでございます。これにのっとつて今までやっている、地方自治体はそれにのっとつて条例をつくつていただくと、このことをやってきたわけでありまして。私立の保育所は今までどおりこの基準でいくわけでありまして、もし仮に公的な保育所が、いや、うちだけは高くなりますよというふうなことになるたら、お子さん方は私立の保育所に流れると私は思います。だから、現実問題としてそういうことはできない。

しかも、地域における市町村の保育所というのは、今までから、国が決めておりましたこと以上に、いろいろそこに上乗せをして拠出等もしていただいていた経緯もあるわけですね、御熱心なところによつては。ですから、そういう保育を大事にしていかなくはないというのを市町村長

さんが十分理解し、そして今後もやっていきたいというふうな思われるところは、私は全くそういうことはあり得ないというふうな思っております。

保育の内容についてでございますけれども、例えば時間外の保育をする、あるいはまた休みのときの保育をする、こうしたことも今までお願いをしてまいりましたが、これは私立の保育所の方がより積極的に取り組んでいただいていたことの方が多く、私は思っております。

したがって、そうしたことにこれから公的な保育所がどう取り組んでいただけるかといったことが大事なことでございまして、それこそこれは自由度の増してくることでございまして、そうした地域に合いましたサービスというものにお取り組みをいただけるものというふうに私は思っている次第でございます。

先ほど総務省からもお話がございましたとおり、大枠の話は先ほどのとおりでございます。それぞれの個々の市町村について、それぞれの人口構成の問題等特徴がございまして、そうしたところにつきましては、個々の市町村とよく御相談させていただいて対応するということを言っていたいただいているわけでありますから、もし仮にそういうところがあつたとすれば、それは個々に御相談をひとつづつしていただきたというふうな思っております。

○山井委員 保育料が上がる心配はしてないというところでありますが、私は、残念ながらそれは現場の危機感と大きくずれていると言わざるを得ないと思います。現場ではそういう危機感が本当に高まっているわけでありまして。

さらに、民間と公立が両方あつたら公立だけ上げられないんじゃないかということに関しても、例えば公立保育所しかない自治体も当然あるわけでありまして。また、今まで単費の財源で上乗せサービスをやっていて、今までの三位一体改革でこの保育財源が切り詰められている中で、それを縮小す

る方向に行くのではない。自由度が高まるというの、そういう、特別保育対策をふやす自由度が高まるのではなくて、減らす自由度が高まってしまおうのではないかとこのように思っております。

それで、心配をしておられないということですが、今の発言は私は非常に重いと思うんです。改めて伺いますが、保育料が値上げになる、あるいはサービスの質が低下する、労働条件が悪化する、そういうことはなからうというふうに大臣は思われますでしょうか。短くて結構です。

○坂口国務大臣 私はそう思っておりますが、私だけが答えておりましたは十分に納得できないというところがございます。もう一度総務省の方にひとつお聞きをいたしたいと思います。

○山井委員 私は、ある意味で坂口大臣の期待だと思っております。頑張っているところは頑張ってくれろというようなことであって、しかし、一般の自治体ではなかなかこれは厳しい。

先ほど後で、佐藤局長のお顔を拝見してありましたら、坂口大臣の答弁を聞きながら、うんうん苦しいなという顔をされておられました。やはり内心では、これはよくなる自由度より悪くなる自由度が大きいなど。だから、悪くはなりませんというところをこの場で堂々と云えない。本当だったら、胸を張って、よくなる改革ですということを書いていただきたいわけですが、そうではないわけですね。ですからこそ、私たちも賛成ができないわけです。

また、このことに関しては、時期の問題、予算編成がもう大詰めになっている年末になって急にこういう改革を持ち出してくる、そしてまた地方交付税の額が決まるのも年明けということも、まさに地方軽視であると思います。

総務省に改めて伺いたいと思います。例えば、特に小さな自治体にとっては、今回の改革は非常に厳しいものがある、ある自治体では、この公立保育所に対する国の補助金が九千万円だったのが三千万円になった、六千万円カット

された、そして交付税は六千万円も全然ふえていないという現実があるわけです。

これに関しては総務省の答弁は、保育に関しては基準財政需要額と所得譲与税の中でしっかりと担保しているという答弁になるのではないかと思いますが、実際、今回の地方交付税の計算で削減された人件費の部分についても、すぐに職員の数減らすわけにもいきませんし、また、公共事業の単独事業のカットの部分に関しても、長期計画でやっている部分もあって、急に減らすことは困難なわけですね。

結果としては、お金には色がないわけですから、計算上減らした総務省が考えている部分は減らず、結局はこの保育の財源にしろ寄せが行くのではないかと思っております。結局、要は子供にしろ寄せが行く、国の失政のしわ寄せが地方に回って子供に回るだけというふうに思います。さらに、大都市は税収も多いので何とか吸収できる面もあるかと思いますが、税収が少ない小さな都市や田舎は大変だと思います。

この件に関して総務省にお伺いしたいと思いますが、時間にも限りがありますので、もう一個、まとめて総務省にお伺いします。

これも質問通告しておりますが、こんな中で、合併を推進する合併関連三法案も提出されまして、三位一体改革とも相まって、今までかなり地方交付税に多くを頼っていた弱小自治体は、非常に苦しくなってくると思います。地方交付税が減らされたり段階補正が変わる中で、小さな自治体は致命的な打撃を今受けているわけです。

そこで質問なんです、それによって合併していったらいいじゃないかというのが総務省のお考えだと思えますが、確かに、合併したらいいという意見もあるかもしれませんが、実際、私の知るある小さな自治体では、合併したいということでも町を挙げて合併のために動き出しているにもかかわらず、ほかの自治体がなかなかうんと言わないというケースもあるわけですね。だから、合併にノーと言っている小さな自治体と、合併のために

動いているけれどもそれがうまくいかないという自治体とは、ある意味で、段階補正や地方交付税の削減などに関しても多少の配慮や差をつけるべきではないかと私は思っています。

質問が多くなりましたが、まとめて答弁をお願いします。

○瀧野政府参考人 まず、今回の国庫補助負担金の見直しに伴います所得譲与税等の配分があったといたしまして、そういったものに差が出て十分な財源が補てんできないのではないかとといううなお話でございますが、そこら辺のところは、私も、交付税の算定上、きちんと必要な需要を必要額の中に入れて算定しようというふうに思っておりますし、そのために、保育対象人員につきましてきちんと把握をいたしまして、密度補正という形で市町村ごとに応じた算定をしたいというふうに思っております。

交付税総額が減っている中で、そうはいっても厳しい状況になるではないかという御懸念かというふうに思いますが、実際、公共事業等につきましては、地方財政計画等で見込んでおります額に對しまして、現在、地方公共団体が実施しております地方単独事業の額というのは相当下回っておりますという実態もございます。そういう面で計画額の見直しをせざるを得ない、その中で交付税の縮減をせざるを得ないということでございますが、そういった公共事業等あるいは人件費の縮減等とこういう保育所の問題とを、我々としては算定上はきちんと峻別をしてやっていきたい、必要なものはきちんと算入していくというふうに考えておるわけでございます。

それから、そうはいいまして、小さな合併できかないような厳しい団体はどういうことになるのかという御懸念でございますが、我々、段階補正等、合併との関係でいろいろなことをしておりますけれども、それはあくまでも合併をする団体に對しましてインセンティブを与えていくということと、交付税でむちをもつて締めつけるというふうなこ

とはしておりません。あくまでも合併は自主的な合併という中でございますので、合併できないという団体におきましても標準的な行政ができますように、きちんと財源手当ては交付税等を通じてやっていきたいというふうに考えております。

○山井委員 実際、この三位一体改革や地方交付税の見直しの中で、小さな自治体は財政的に本当にやっていけないという厳しい危機感を迎えているわけでありまして。それに対して、今の答弁というのは、国としての言い分であって、地方自治体の現場の切実な状況と大いに食い違っていると私は思います。

そこで、正直言います、去年、ことしと、こういう議論が委員会では多いんですね。一般財源化する、サービスが落ちませんか、大丈夫です、財源を確保してありますから大丈夫です、こんなやりとりをこー、二年ばかりこの委員会でも実はやっているわけです。

そこで、私、一つ、去年のちょうど今ごろも同じ質問をしたんですね、そのこととお伺いしたいと思えます。これも坂口大臣にお願いしたいと思えます。

実は、去年の今ごろ、要は、年末に、市町村障害者生活支援事業及び障害児(者)地域療育等支援事業という、障害のある方々が地域で暮らすためのコーディネーター事業が急に一般財源化されて大問題になった。それで、百人以上の障害者の方々が厚生労働省の前に座り込みをされたということがあったわけですね。このことは坂口大臣も御記憶かと思えます。

そんな中で、私も、これは一般財源化されて大丈夫なんですかということを質問させていただきました。そうすると、一般財源化されたがどういうことかという私の質問に對しまして坂口大臣は、こういう事業は今まで特定の市町村がおやりいただいていた、それで、これからやってもらえる市町村をだんだんふやしていくという趣旨で一般財源化したという答弁をされているわけなん

にも及ぶ可能性を否定はされませんでした。私も心配しておりますのは、やはり、障害者福祉も将来的にこういうことの直撃を受けるのではないかという心配を持っております。

そこで、もしこの支援費制度、障害者福祉に関して一般財源化されたときに、障害者福祉あるいは支援費制度というのはもつんでしうか。坂口大臣、いかがですか。坂口大臣、どうぞ。続きの質問です。

○坂口国務大臣 もつかもないかという話ではなくて、これは地方にゆだねるべき問題かどうかということを中心にして考えるんだらうというふうに思います。

今の御懸念は、財政上の問題が大丈夫かという話になるわけだと思ふですね。そのところを今までどおり一般財源の中でやっていくか、それとも何らかの保険制度の中でそれは見ていくか、あるいはまた、障害者の問題につきましては特別な税制というものを考えていくか、それは私は考え方はいろいろあるんだらうというふうに思っております。

それらの点を整理を少ししなきゃいけない。いつか申しましたとおり、保険でということになりますと、いわゆる企業で、経営者と一緒に働く人たちにすべておんぶにだっこしてしまうということになってしまふ。それはすべてそこにしていいのかという疑問も確かにあるわけですよ。やはり、職域連帯でお願いをしなきゃならないものと、そうでないものとの区分というものも必要になるわけでございますから、すべてのことを今までのいわゆる介護なら介護の保険制度の中だけでやっていくということができるとかどうかといった議論もあると思いますから、よくそこは議論をして決めなきゃならない問題だというふうに思っております。

○山井委員 時間がもうそろそろ来ますので、最後に森副大臣にもお伺いしたいんですが、ちよつと時間がなくなりましたので、まず一つ指摘の説明をさせてもらいたいんですが、介護保険の認定

の事務費も一般財源化されて、これに関して意見だけ言っておきますと、こういう全く自由度がなないものを一般財源化するのには、本当に国の財源の足りないもののツケ回しにすぎない、そういう非常に厳しい意見が地方自治体から出ております。これについては、もう答弁は結構です、時間が余りありません。

最後に、私の住んでいる京都は今、鳥インフルエンザで非常に大きな問題になっておりまして、このことに関して、月曜日に私たち民主党は、高病原性鳥インフルエンザ緊急措置法案というのを民主党の案として出すことを決めました。

その中で、厚生労働省に關することについて森副大臣にお伺いしたいんですが、人への感染の可能性というのは当然低いと言われておりますが、やはり万が一のケースを想定して、人に対するワクチン開発を行っていく必要性があります。その現状、それと、人に感染した場合、どのような症状が出るのか、そして、どのような対応をとるのか、そのことについて、森副大臣、最後に答弁をお願いいたします。

○森副大臣 今、山井委員からお話がありましたとおり、この鳥インフルエンザに関しては、人への感染の可能性というのは非常に薄いわけでありまして、また、これまでベトナムとかタイとかで三十四例、鳥から人に感染した事例がございますけれども、これはすごい濃厚接触した人ばかりだということ、あらかじめ念のために申し上げておきたいと思ひます。

さはさりながら、これはおささ油断するわけにはいきませんので、今、鋭意そのワクチンの開発に取り組んでおります。これは、鳥インフルエンザが人にうつって、そこでまた変異をして、またその次に人にうつる場合に備えてのワクチンでございますけれども、WHOの主導のもとで、ベトナムの感染者の検体から分離されたウイルスを用いまして、国立感染症研究所を含む世界四研究機関において、弱毒化ワクチン株、すなわち毒性の弱いワクチンの種という株をつくるための研

究開発を今行っているところでございます。

また実際にはその開発に成功したわけではございませんけれども、その四研究機関で同時並行的に行っておりまして、また、その完成までには、安全性、有効性などを確認する必要があるもので、やはりどうしても一定の時間を要するということに避けられません。そんなことで、厚生労働省としては、開発の期間をできる限り短縮できるように努力をしているところでございます。

また、もう一つありました、どういった症状が出るのかということでありまして、W、H、Oがベトナムの症例を公表しております。これによりまして、三十八度以上の発熱、息切れ、せきなどが主な症状でありまして、すべての患者にリンパ球減少と胸部レントゲンで異常が認められるということでございます。

これは一般のインフルエンザと大体同じようなことでもって、普通の専門家のお医者さんが診れば、いろいろな、鳥インフルエンザが起こる可能性のある人とか、そういう諸条件を勘案すれば判断ができるもので、かつ迅速診断キットで判定ができるということでございます。

○山井委員 もう時間が終わりましたので質問を終わりますが、最後に一言申し上げます。

私、この審議を通じて痛感するのは、質問をしても、財源は確保されている、一般財源化でサードピスはよくなるんだ、ふえるんだと言うことは、私は正直言つて、現場や地方自治体に対して非常に不誠実だと思ふんですね。それよりも、はつきりと、国も財源が厳しいから、財源はちよつと減るかもしれないけれども頑張ってくれ、そういう、ある意味でメッセージを政府が出される方が、私はより本当だと思ひます。そういうことをしないで、財源はつけたからあとは自治体の責任だということを、実際には財源が足りないにもかかわらず言っている、そのこと自体が、現場や地方自治体に対する政治不信を招いていると私は思ひます。

以上で質問を終わります。

○衛藤委員長 次に、山口富男君。

○山口(富)委員 日本共産党の山口富男です。まず初めに、今回の児童福祉法等の一部改正にかかわる国庫補助負担金で、一般財源化される金額について、それぞれの項目について示していただきたいと思ひます。

○佐藤政府参考人 今回の改正法案による一般財源化の額でございますが、まず公立保育所運営費の一般財源化として千六百六十一億円、それから各種法施行事務費の一般財源化として四百二十六億円、合計二千八百七十七億円ということでございます。

この法施行事務費の内訳でございますが、介護保険法の施行事務費が三百五十五億円、それから国民健康保険法の施行事務費、これは介護納付金にかかわるものでございますが、これが十二億円、それから児童扶養手当法の施行事務費が二十二億円、それから児童手当法の施行事務費が八十七億円というふうになっております。

○山口(富)委員 今幾つか挙げられましたが、この中でも、例えば児童扶養手当や児童手当の支給に關する事務費というのは、子供の健やかな成長や子育て支援への実施に当たって欠かさないものである。しかも、介護保険法にかかわるものについて言いますと、これは、法が実施された時期に市町村への負担を減らすということで設けられたものであつて、これを今度は一般財源化していくという方向をとるといふのは、私は、地方に対する配慮どころか、全くそれがないという措置と言わざるを得ないと思ひます。

特に、今回大きな批判を浴びているのが公立保育所運営費の一般財源化の問題なんですけれども、確認しておきたいんですが、公立、民間を含めて今全国に保育所が幾つあるのか、そして、今度の法改正にかかわって補助金の廃止の対象となつていく保育園は幾つあるのか、数で示していただきたい。

○佐藤政府参考人 全国のいわゆる認可保育所の数でございますが、平成十五年四月一日現在で、

全国で施設の数が二万二千三百五十五カ所でございます。そのうち、今回一般財源化の対象になります。いわゆる公営保育所、公立の保育所、これが一万二千二百五十五カ所という状況になっております。

○山口(憲)委員 となりますと、全国の今ある保育園の大体五五%がこの補助金の問題では対象になっていくことになると思うんです。

それで、私、坂口大臣に答弁願いたいんですが、児童福祉法では、国は、地方自治体、児童の保護者とともに、第二条でこう規定されております、「児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と。これが一般に公的責任と言われる問題ですけれども、今回の措置というのは、この児童福祉法でうたっております公的責任について、財政の面からこれを後退させることになるんじゃないんですか。

○坂口国務大臣 児童福祉法第二十四条のお話が出ましたが、その内容は御指摘をいただいたとおりでございます。

今回出しますものは、先ほどから申し上げておりますように、地方の自由度をふやしていただくために今後どうしていくか、これは国も知恵を絞らなければなりませんけれども、地方も知恵を絞っていただかなければならない問題だと思います。そうしないと自由度というのは上がってこない。この自由度をどうするかというのを、国の方がこれをしろあれをしろと言うのでは、それは自由度ではないわけでありまして、地方もそこはいろいろとお考えをいただきたいというふうに思っております。

問題は、その財源がどうだというお話、先ほどから出ておりますというお話だと思えますけれども、先ほどから総務省の方からも御答弁をいただいておりますように、トータルで見た場合のお話と、そして個々の市町村に對します問題と両方あるので、両方からお答えをいただいているところでありまして、どちらかといえば、人口の多いところよりも人口の少ないところの方にその厳し

さが増しはしないかという御指摘、それは私も、すべての状況から考えまして、そういうことはあり得るのかもしれないと思うわけであります。そこにつきましては、個々のその市町村ともよく御相談をさせていただいて、そこがやっているとどうするかということについては御相談に乗りますということを経済省がおっしゃっておりますので、そこは私は御相談に乗っていただけるものというふうに思っている次第でございます。

○山口(憲)委員 私は、財源論的に、財政の面から公的責任が著しく後退するということになる。指摘したんですが、この点への明確な答弁はありませんでした。しかし、マクロから見ても、また個別の事例から見ても、今度の財源措置の問題でいろいろ問題が生まれるであろうという点はお認めになりました。

それで、配付資料を、きょうは理事会の了解をいただきましたので、皆さんにお届けいたしました。が、まずこの二枚目をちょっとごらんいただきたいんです。

それで、今回問題になっている財源措置で所得譲与税というのがあるんですけれども、これは、自治体の人口によって案分されますから、これではやられると、公立保育所に係っていた財源の措置との関係で減額になるところが生まれるという心配があるわけです。先ほど大臣は人口の小規模のところをお話しになりましたけれども、実はこの問題というのは大都市部であらわれてくるということなんです。

これは東京の、都政の専門紙である都政新報が調べた数字ですけれども、最初に所得譲与税の見込み額があり、そして一番右側に公立保育所運営費国及び都負担金の比較があります。これを上から見てまいりますと、所得譲与税の見込み額が現在の国や都の運営費の負担金よりも少なくなってしまうという市が十一市あります。立川市、武蔵野市、三鷹市、国立市、福生、狛江、清瀬、東久留米、稲城、あきる野市、西東京市。この二十六

市のうち十一市で、この所得譲与税という財源が、足りると言われながら足りなくなるといふ現実が生まれてくる。

そのために、配付資料の一枚目の方なんですけれども、この二十六市が集まって、東京都福祉主管部長会、平たく言いますと福祉分野の専門家の部長さんたちですが、集まりまして、緊急の要望を東京都に上げております。

そこでの指摘というのは、上から三つ目の段落ですけれども、こう指摘されております。「新設される所得譲与税および地方交付税により財源措置が行われるとのことです。市町村の置かれていく状況によって、これまでと比べて歳入が減額となるなどの影響が生じることが懸念されます。」その懸念の中心は、私が先ほど読み上げたところなんです。このことは、最近の市町村財政が危機的状況に置かれていることから、新たな財政負担増により保育サービスの低下を招く事態と危惧するところであるということなんです。

そして、具体的な要望の内容として、国にかかわる問題でいいますと、二番目ですが、「国の三位一体改革に伴う税源移譲により、市町村の財政運営に影響を与えることのないよう、税源移譲に当たっては十分配慮するよう国に対して働きかけをすること。」というふうになっております。

私は、これは直接地方自治体にあつて福祉を担当する方、専門家から出てきている意見として重大な言明だ、危惧の念だと思ふんですが、この点については大臣はどうお考えになりますか。

○佐藤政府参考人 御指摘のありましたように、市町村によって財政状況が区々であるということ、これは、この一般財源化に当たりましては当然予測されることでございますので、これを、この税源移譲とあわせて地方交付税措置でならす措置を行うということ、それぞれの必要な財政措置をしていこうということでございます。

しかも、これは保育に限らず、今回行うこの一般財源化に伴って、全体として財政措置をするわけでありまして、その中で、保育とかそういう

優先度の高いものに市町村がそれぞれ財源を割り振って財政運営をしていただけたらというふうに私も思っているわけでございますので、この数字だけでもって直ちに保育の水準とか行政運営のあり方が左右されるというようなことにはならないのではないかとこのように考えております。

○山口(憲)委員 私が示したのは単なる数字だけじゃありません、危惧の念に駆られて緊急の要望まで二十六市の担当者が上げています、その重大な危惧の念をきちんと受けとめなさいと言っているんです。この点は、大臣の答弁を重ねて求めておきたいと思ひます。

○坂口国務大臣 この表は私も初めて拝見するわけでありまして、譲与税の配分がこういうふうになるのかどうかということもよく存じません。譲与税の配分と、交付税と双方合わせて行われるわけでありますから、そうしたことを東京都の中でどう調整されるかというお話もあるでしょうし、国としてそこをどう調整していくかというお話もあるんだろうというふうに思ひます。

したがって、こうした問題がそれぞれにあることを踏まえながら、今後より具体的に、きめ細かく、どう各市町村を見ていくかといったことが行われるというふうには承知をいたしております。

○山口(憲)委員 今大臣も、そして局長も、地方交付税でならされるという指摘がありました。その問題について考えたんですが、お配りしてあります資料の二枚目のところなんです、二十六市の名前の横に米印が書かれております。これは、地方交付税による財源措置もたらされてならされるという指摘がありましたけれども、実際には地方交付税が不交付の自治体があるわけですね。それが、先ほど挙げました、ここに紹介しました東京二十六市でいいますと、この米印の入ったところがそれに当たるわけです。しかも、先ほど私が指摘しましたように、所得譲与税が、現在の都や国の負担金との関係で、財源措置として不足してしまうという市で、地方交付税が来ないところ

が三つあるんです。それが立川、武蔵野、三鷹市なんです。一体どれだけの規模の差が生まれてくるかといえますと、三鷹市によりますと約一億四千万円の歳入減になる。

この町の担当者はこういうふうに言っております。市民ニーズの高い保育所の整備を積極的に進めてきた自治体にとって、実態でなく人口に比例して税源移譲が行われるのは納得がいかない、危機的な状況にある市財政の中でサービスを下させないように財源措置をすれば、全体のどこかにしわ寄せが来ると。これは、はっきり言えば、子供にしわ寄せが来るとのことです。

私は、担当者が嘆くのも当然のことだと思ふんです。なぜかといえますと、資料の三枚目を、ご覧いただいたと思いますが、これは厚生労働省が昨年の四月一日付ということで発表しております市区町村別の待機児童数五十人以上の自治体が幾つあるのかという一覧表なんです。私がきょう何回か名前を挙げた自治体でいいますと、二十一番目に三鷹市が二百三十四人の待機児童を抱えています。それから、六十番目に立川市が百五人、八十九番目に武蔵野市が七十一人、いわば待機児童を抱えていて、政府の方針からいってもこれをなくそうという方向で努力しようとしている自治体に、今度の一般財源化というのは非常に厳しい形であらわれてくる、これが担当者が嘆いている嘆きの真の理由だと思ふんです。

こういう点でいいますと、今回の措置というのは、そして厚生労働省のやり方というのは、一兆円の数合わせのために子供にしわ寄せをするということに実態としてなるんじゃないか、私はそう思ふんですが、坂口大臣はどうですか。

○坂口国務大臣 不交付団体というのは、裕福な団体でありますから不交付団体になっておるわけでありまして、それは、その中でいろいろとまたお考えをさせていただかなければならないんだらうというふうに思います。

先ほど申しましたように、これは所得譲与税だけではありませぬから、これだけでどうこう言う

ことはできませんけれども、不交付団体というのは皆がうらやむほど今はもう数少ないわけでありまして、そうした意味では、いろいろとお考えをいただけるゆとりもあるのではないかと、私はそう思います。

○山口(憲)委員 現場は、ゆとりがないという言明を、先ほど三鷹市の例を挙げて紹介いたしました、が、しているわけです。

私がきょうこの資料を持ってまいりましたのは、一般財源化で財源措置が十分とれるという理由として所得譲与税と地方交付税の問題を挙げるから、実態としては財源措置にならないということとを指摘したんです。この点への反論はなかったと思います。

私、今度の問題を考えるにつけ、この児童福祉法や、それから日本も批准しております児童の権利に関する条約、こういうもので一体公的責任というのとはどのように位置づけられているのか、この原点に立ち返る必要があると思ふんです。

児童の権利に関する条約、一般に子どもの権利条約と言われますけれども、その第三条にはこういうふうな書かれております。「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいづれによって行われるものであつても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と。この立場からいいますと、今度の法改正というのは児童の最善の利益が考慮されていないんじゃないですか、坂口大臣。

○伍藤政府参考人 公的責任ということでございますが、先ほどから、児童福祉法にも国や自治体の責務が規定されておりますし、それから児童福祉法二十四条には市町村の保育に関する実施責任ということが規定されております。いろいろな立場で、公的主体も市町村、都道府県、国、それぞれの立場でそれぞれの役割を果たすということだらうというふうに思います。

実施に当たりますのは市町村ということで、それは法律に規定されておるわけでございます。都

道府県は、この認可を行うとか、必要な立入調査、きちんと県内で保育が実施される、そういう監視役の役割も担っていたらどうかということでございまして、国は、最低基準をつくり、必要な財源措置を講ずる、主としてこういう役割を担っているわけでございます。今回の公立保育所の財源を一般財源化したということのみをもって、こういった基本的なそれぞれの役割に変動があるものとは思っておりませんし、それぞれの立場での役割を今後とも果たしていくべきだというふうに考えております。

○山口(憲)委員 そういう立場で担当の局長が行政に当たられたら、子供たちは本当に悲しい思いをするだけですよ。実際に保育の財源措置にならない自治体が増えてくる、十分とれない自治体が増える。そのことをきちんと見て、それに対応していくのが行政の責任だと思ふんです。

大体、もともと九七年に児童福祉法が改正されたときに、当時の児童家庭局長はこういうふうな言っています。我が国の保育制度について、世界に冠たるものだ。そして、戦後五十年の間にこうした質の高い保育所が全国津々浦々に至るまで整備をされたということはまことに驚くべきことだということまで述べていた。

この立場からいっても、今回の措置というのは、戦後五十年間にわたって築き上げてきた公的な保育制度における国の財政責任、この根幹部分を脅かす、壊すものであつて、私は、国による保育の公的責任の後退であり、絶対認められない、このことを重ねて申し上げまして、時間が参りましたので質問を終わります。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子でございます。

○阿部委員 次は、阿部知子君。

ただいまの山口委員の御質疑で、私がちよつと理解が悪いのかどうか、確認をしたいことがございまして、坂口厚生労働大臣にお願い申し上げます。

この間、保育の財政をいわば補助金という使途が明確に限定されたものから所得譲与税ということも含めての一般財源化の中で、果たして実際に子供たちの保育の質を落とさないかどうか、あるいは今でも非常に問題が山積している保育の方方について何らかの前進の方向が出るものであるか否かについて、ずっと御質疑がなされてきたと思います。

そして、私も部屋でいろいろな関係省庁からお話を伺いました中では、人口案分で各自自治体に配付されますこの所得譲与税について、例えば高齢化率、逆に、子供が何人いるかという、子供の占めるパーセンテージ等々も、特に若い世代が多く子供が多い地域にあつては、この所得譲与税の配分についても勘案されるというふうには私は部屋で質問取りしたときに伺っておたのですが、今、山口委員と大臣の御質疑を承りながら、いわば人口で単純に割っていく方式であるのか、あるいは厚生労働省側から、このことについて何がしかの希望なり、このようにしていただければ子供のことが重々勘案されるというような御意見がどこかに出されているのかについて、一点、お伺いいたします。

○伍藤政府参考人 特に私どもからこの譲与税のあり方とか交付税のあり方について希望を申し述べたということとはございませぬ、これは総務省でこういう形でお組みになったということでありまして、特に、全体として四千二百四十九億円の税源を移譲する、こういうことで、それをどういうふうに分けるかということでございます。それから、今回の一般財源化の措置は、保育だけではなくて、いろいろな、各省庁にわたる広範な内容が盛り込まれているわけでありまして、そういう基準で税源を移譲することがわかりやすく公平かという観点から、こういった仕組みを導入されたんではないかというふうな考えております。

○阿部委員 こういった仕組みというのは、単純に人口で割るということでしょうか。もしそうであるならば、先ほど山口委員がおっしゃいました

た、明らかに地域差、そこでの子供の数が違っており、非常に子供の多いところが逆に薄くなるということで、この間、国の進めてまいりましたさまざまな少子化対策にも逆行するものと思います。まして、子供たちの保育に関するナショナルミニマムの、いわば国の責任ということも、こういう形で安易に解体されたのでは、私は地方が担って主になるというのは一概に悪いことと思っておりますが、しかし、やはり何をおいてもお金が要りますから、その点についてこれまでやってこられた厚生労働省側から何ら見解や御意見がないということについて、極めて遺憾に思います。大臣、いかがでしょうか。

○坂口国務大臣 今局長が述べましたとおり、所得課税とというのは保育だけの問題ではございません。ほかの問題もあるわけでございますから、ただ我々の立場からだけでこれを案分をしてほしいということにはなかなかなりにくい。しかし、総務省の方も、この公的な保育所がその中に入るということ前提にした上で、そこは十分考慮をして配分をするということは言ってくれているわけでございますので、私は、それは考慮されているというふうな理解をいたしております。

ただ、それだけではなくて、先ほどから議論になっておりますように、不交付団体でありますとかないとかといったようなこともこれは影響しているのではないかとこのように思いますが、そこは私もちよつと、調べておりませんので何とも申し上げることはできません。

○阿部委員 実際に子供自身は声を上げることができないわけで、このことにかかわる保育もそうですし、児童虐待防止もそうですが、結局、大人の社会が政治の責任で子供たちの保育なり養育を考えていくということにあって、主に責任行政を担う厚生省として、ぜひとも目配りを細やかにして、子供たちのための予算配分ということができるように、なお大臣には継続して御尽力をいただきたいと思ひます。

そして、そうした観点から、私の本日用意した

しました質問に入らせていただきますが、この間、いわゆる待機児童ゼロ作戦と小泉首相が平成十四年度から旗を振っておられます中で、一応、表向きの待機児童は、減りはいないけれども現状維持程度、平成十五年でも二万何千人という数で、五万人解消してもまだ二万何千人ということでも、決して保育への要求は低下することはないのであります。実は、この二万六千人何人という数も、現在、他の企業内保育所とか認可外保育所でも既に保育されていて保育申請を出していないという方については待機にカウントされない。従来の集計方式でカウントすると、実に平成十五年度も待機児童数が四万三千人になるというその隠れた部分、倍加してしまう、隠れた部分の子供たちのことでお伺いしたいと思います。

この四月から国立病院の独立行政法人化が予定されておりました、国立病院に附属する保育所にいる子供たちの問題で、私もこれまで何回か質疑をさせていただきました。国立病院の保育所、百四十病院のうち百二十病院の保育所の運営を、これまでの大臣との質疑の中では、とにかく継続してほしい、保育がそこにある状態をきつちり行っていた、いただきたい、そのことについては大臣の前向きな御答弁をいただきましたが、この間、この保育所をどういうふうな維持運営するかということ、うち百十五カ所についてビジョンという株式会社の運営する保育に委託、いわば公設民営という形で委託されることになったと伺っています。この経緯について、そして、なぜビジョンという、一つの株式会社であります、が選ばれたかということについての選定基準についてお願いいたします。

○富岡政府参考人 国立病院・療養所につきましては、勤務する職員のお子様の保育を行うという趣旨で病院内保育所を設置、運営しておりますが、その運営は共済組合が実施いたしているものでございます。

現在は、共済組合が実施主体であります、この運営につきましては、病院が非常勤でございます

す賃金職員を派遣するという雇用形態と、個々の病院ごとの運営審議会が雇用する職員で運営されるという実態がございます。

四月からの独立行政法人への移行に当たりましては、こういった二元的な雇用形態を一元的にして、保育所の運営につきまして適切なサービスを提供する、そういった趣旨で民間事業者に一括して委託するという方針を厚生労働省第二共済組合として決定いたしましたところでございます。

この決定を受けまして、具体的にどこに委託するかにつきましては、企画競争を実施いたしました。そして、企画競争には五社からの応募がございました。

その中で、私も、保育に対します基本的な考え方とか保育サービスの内容、それから、その応募する企業の財務状況、これは安定的な運営ができるかどうかという観点からでございますが、財務状況、それから、実際の運営につきましての苦情処理体制といったものができているか、こういったことを幅広く検討いたしました結果、応募五社の中でビジョンが相対的にすぐれていると判断いたしました。ビジョンに四月から委託するというふうな決定したところでございます。

○阿部委員 恐縮ですが、私の時間は二十分しかない、御答弁は要点を得てお願いいたします。

でも、しかし、結局、なぜビジョンが選ばれたかはやはりはつきりしないのであります。

私は、こういうことの中で、特にどのような保育の質が保証されるかということにおいて、株式会社運営、一概に否とするものではありませんが、特に、このビジョンの選定過程というのが国立病院部の中で一方的に行われて、各保育所の運営委員会等々には事後承諾の形式、こうなつたよというふうなことで伝えられたりした経緯もあり、やはり相互不信が高まつておるというので、病院部として、ビジョンを選ばれたなら、ビジョンはこういう前向きな保育をすることになってい

て、そのことがきつとよい方向になるだろうというふうな、きつちり明確にわかる御説明をいただきたいと思ひます。

そして、私は、こうした企業運営の、いわば株式会社による保育所を選ばれた経緯というのは、先ほどおっしゃいましたが、百十五カ所とか一括でお願いするのならば、全国展開、チェーン展開のあるところしか選ばれないという、当然のある種の帰結もあると思うのです。個別に、その地域ごとに、その地域での保育のいろいろなあり方も含めての存続の道もあつたかと思ひますが、とりあえずそのような決定になつたということも踏まえまして、今後、この保育の運営に当たって、私は、預けている親御さんや働いている保母さんや、あるいは良質な職員の確保のために、病院で働く職員の皆さんのいわゆる権利を代弁する組合などとのやはりオープンな運営、参加型運営ということが欠かせないと思ひますが、この点に關して大臣の御所見を伺います。

○富岡政府参考人 運営につきましては共済組合が実施主体として実施するものでございますが、実際の保育のサービス内容等につきまして、親御さんの方から御意見とか御指摘、こういったものは出てこようかと思ひます。そういう点につきまして意見を聞いて、それを反映させる、そういったシステムをつくりたい、そのように考えております。

○阿部委員 何度も申し上げますが、この間の経緯で、一方的な選定で、そして本来はみんな手づくりで、国立病院の保育所というのは手づくりで発祥しております。私自身も国立病院に勤めて、保育所があるということでそこに勤務先を定めた経緯もあります。一生懸命、親が参加してやっていた保育ということで、今の私の質問に対する事務方の御答弁は、やはりとても表面的で、なおかつ、この間の、なぜ一方的に選定され、事後通告になつたかということを踏まえない御答弁だと思ひます。そして、何度聞いても私の時間が浪費されますので、申しわけありませんが大臣にお伺い

いたしました。

私は、参加型の、親御さんたちの意見をくみ上げる仕組みをこれから、株式会社であれどんな運営主体であれ、極めて重要で、例えばそれは今までのこの保育でも不十分だった点もあるかと思えますから、大臣が今後国立病院の保育所を民間に、公設民営になったその中で、どのような形で、利用者、職員、そして病院で働く職員の意見をそこにくみ上げながら参加型保育をつくっていくかということにおいてのお考えをお願いいたします。

○坂口国務大臣 共済組合でお決めた、たゞことではございますけれども、そこにお子さんを預けられる、女性ばかりではなくて男性もおみえかもしませんけれども、その御家族の皆さん方の御意見が十分反映されるように運営をしていくように、私たちも臨んでいきたいと思えます。

○阿部委員 そして、この国立病院の例以外でも、例えば今多くの自治体が、民間の、保育業者という失礼ですが、保育をつかさどる方たちに、株式会社のような、大手のビジョンやベネッセも含めて、あるいはもう少し規模の小さい民間の保育団体というものにも保育を委託する、あるいは先ほどの公設民営パターンをとるということがふえてございます。

しかしながら、この間、いわゆる認可保育園以外の保育園、あるいは認可ではあるが公立ではない保育園においては、保母さんたちの労働実態というものが、なべて常勤の方の数が少なく、パートの比率が高い、そして、それはこの五年間をとっても、常勤職員は減じていき、パートの方々がふえているというデータを、これも当局からいただきました。

私は、副大臣にはお尋ねいたしますが、谷畑副大臣が長いこと労働分野でも御見識をお持ちですので、その観点から、子供にかかわる保母さんの労働時間が寸断、分断、例えば、朝二時間はAという保母さん、そして午前中三時間はBさん、午後四時間はDさん、夕方の七時から九時は

Fさんとかいう形に子供の保育が分断されますと、極めて子供は情緒が不安定になります。自分の要求を出すということもしなくなり、泣かなくなるといいうように、極めて微妙に反応いたします。

そこで、今回、いわゆる規制緩和において、民間団体あるいは株式会社方式による保育が始まりましたことを契機に、この株式会社や民間団体による保育園の保母さんの勤務実態、一つは、常用雇用であるかあるいはパートであるか、あるいは契約社員であるか。保育の継続性、一年たったらまた自分は首になるかもしれないという不安定身分、あるいはずっとこうやってやっている保育の方たちの資格問題なども含めて、株式会社運営、民間運営のものきちんとしたデータを集積していくお考えについて、御答弁をお願いいたします。

○谷畑副大臣 御指名をいただきました、ありがとうございます。

従来は、保育所というのは福祉法人が運営をしておつて、それ以外のところは無認可というのか、そういう状況であったわけでありまして、けれども、基本的には、規制緩和をされてきてまして、株式会社でも、あるいはNPOでも運営ができるということでもあります。

しかし、先生も御存じのように、保育所の任務というのは、共働きに対する、少子化問題を含めて、それを支援していくということもありますけれども、やはり就学前教育というのか、命を預かるわけですから、子供たちがしっかりとその中で人格的にも発達していく、そういうことをしっかりと教えていくという教育の場でもあるかと思えますので、いかなる主体であっても、やはり質を落とすわけにもいきませんし、私も厚生労働省としましては、そういうことでやはり最低基準をしっかりと遵守していただかなければいけませんし、また、保育所保育指針に則した保育の実施だとか、あるいは各クラスにおける常勤の保育士の一名以上の配置ということが非常に大事になって

くるんじゃないかと思えます。

今先生のおっしゃいましたように、最近、早朝であったり、あるいは時間外の延長保育とか、そういうことが大事なニーズになってきています。そういうことで、本来なら一人の保育士ですと子供を見ていくということが一番理想的でありまして、けれども、その保育士の皆さんもまた子育てで帰らなざるを得ないという、お互いにやはりそういう状況がありますから、できましたら、そういうクラスの常勤というものをしっかりと配置して、その基準の中でやっていくことが大事じゃないか、こういうふうにも思っております。質を落とさないように私どもも努力してまいりたいと思えます。

以上です。ありがとうございます。

○阿部委員 私のお願いは、勤務、労働実態の現状をぜひとも把握していただきたい。ベネッセなどは、継続勤務年数一年で平均年齢二十八歳と若くて、次の継続がない場合もございまして、ぜひとも安定雇用という点で、ベネッセだけを批判するつもりではなくて、一例データがあったものですか使わせていただきましたが、よろしくお願い申し上げます。

○衛藤委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○衛藤委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。藤田一枝君。

○藤田(一)委員 民主党の藤田一枝でございます。私は、ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案について、政府原案に反対の立場で討論を行います。

まず、小泉内閣のいわゆる三位一体改革がいかにいいかげんであり、看板だけの、改悪にすぎないかということは、この間の質疑からも明らかであります。

その理由は、第一に、改革の全体像、将来像を

示さないこと、第二に、補助金と地方交付税の削減ばかりを先行させ、財源の移譲が不十分であること、第三に、国と地方が共同して責任を負うべき財政危機の処理を地方に押しつけていること、第四に、分権型社会の創造や、自主、自立、多様性といった理念によって裏打ちがなされていないこと等々であります。

これに基づいて国会に提出された三位一体関連法案に対する自治体の苦悩や現場の困惑の声は、私たちにも数多く届いているわけであります。

以下、児童福祉法等の一部を改正する法律案について、政府案に反対する理由を申し述べます。

第一に、民間保育所に対する公費補助は継続する一方で、公立保育所に対する補助を削減しており、今後、公立保育所運営に支障が出る可能性があることでもあります。

政府も次世代の育成の必要性をさまざまな場面で述べられているわけですが、その次世代を守り育てる保育所の運営をないがしろにするものだからであります。

第二に、民間保育所が存在する地域と少ない地域など、地域ごとの差に一切の配慮がないままに、公立保育所の運営に支障が出る可能性のある費用削減を一律に行っていることでもあります。

民間保育所がない、または少ない地域において公立保育所に係る費用を削減すれば、運営のみならず保育行政に大きな影響が出ることは明らかであります。

第三に、代替財源の移譲を行うことなく、介護保険に係る事務経費のように、自治体の工夫によって効率化などができない固定的な経費に該当する補助金を一律に削減していることでもあります。

定型の業務に係る費用を地方に押しつけることで、一層の自治体いじめを行っているのしか言いようがありません。

以上、民主党は、児童福祉法等の一部を改正する法律案にこれらの大きな問題点が存在している

ということを強く指摘し、討論を終わります。
以上です。(拍手)

○衛藤委員長 次に、山口富男君。

○山口(富)委員 日本共産党を代表して、児童福祉法等の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

本法案は、小泉内閣の三位一体改革の柱である国庫補助負担金の廃止、縮減について、厚生労働省分の削減を行うものです。

この補助金カテゴリーでは、公立保育所運営費の一千六百六十一億円を初め、介護保険や児童手当、児童扶養手当などの法施行に伴う事務費が一般財源化されます。公立保育所運営費の一般財源化で補助金廃止の対象となる保育所は、全国で約一万二千カ所、全体の五五％に上ります。その額も規模も大きく、影響は甚大です。これは、保育行政において国が負うべき財政負担の責任を放棄するものであり、児童福祉法、子どもの権利条約の精神に反していると言わざるを得ません。

さらに、児童扶養手当、児童手当の支給に関する事務費は、子供の健やかな成長や子育て世帯への支援策の実施のためにはなくてはならないものです。また、介護保険関係の補助金は、介護保険の導入に当たり市町村の負担を軽減するために行ったものです。地方交付税が全体として大幅に削減されていると、これらの国庫負担をなくし、地方に財源責任を押しつけるならば、保育料の引き上げや保育水準の低下を引き起こし、児童手当の支給業務や介護保険の認定事務にも支障を来すことは明らかです。このような公的サービスからの後退を余儀なくさせる一般財源化法案は撤回すべきであることを申し述べ、反対の討論といたします。(拍手)

○衛藤委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、政府が提案している児童福祉法等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行います。

本法案に示されている公立保育所運営費一千六

百六十一億円の一般財源化は、小泉総理大臣から国庫補助負担金一兆円削減という指示を受け、各省庁の攻防の中で生じてきたものと思われ、これに伴って、所得税の本格的な移譲までの措置として、所得譲与税を創設し、人口で配分されることになっています。地方がこれまでどおり公立保育所運営費として予算づけするようにすると説明されていますが、地方自治体の中には保育サービスの基盤整備が十分進んでいない現状があり、また、厳しい財政を理由に保育施設の優先順位を下げざるを得ないという事態も生じ得ることは十分予想されます。なぜあえてこうした政策をとったのか、理解することができません。

政府は、昨年、次世代育成支援対策推進法を成立させました。この法律は、少子化が進む中で、育児を支援するシステムを社会の中にきちんと位置づけていくこととするものでした。保育所がその大きな役割を担っているということは言うまでもありません。しかしながら、いまだに待機児童が政府統計でも二万六千三百八十三人もいるというだけなく、保育所における保育の内容もまだまだ十分とは言えないのが現状です。すなわち、現状を維持するだけでなく、保育の質的向上を図ることこそ、今求められる施策だと思っています。

例えば、近年、保育士のパートタイマーが増加しています。パートタイマーが一概に悪いとは言いませんが、しかし、パートの保育士がふえるといま切れる保育になり、責任の所在もあいまいになる、まして何よりも子供が不安定になります。保育所内の雇用のあり方は、保育の質と密接不可分です。保育所も株式会社経営で運営できるようになり、保育所の経営は病院と同じで、圧倒的に人件費にかかわる部分です。利益を出そうとすれば人件費を削る以外にない、そのために、必然的に労働者側をパートタイマー、細切れ雇いにせざるを得ないという策をとることも十分予想されるのです。

きちんとした保育の質を確保し、さらに質的な向上を図るためには、少なくともこれまで国が積

極的に施策してきた補助金は必要と思われる。確かに、児童福祉法第二十四条は市町村の保育の実施責任を定めており、同法第二条の国、地方公共団体の責任には変わるものではありませんが、また次世代育成支援対策推進法では、自治体が役割を果たすよう行動計画を策定するようにも求めています。しかし、一般財源化されても市町村の責任や役割は変わるものではありません。こうしたことを担保するものが何もないことこそ問題ではないでしょうか。今保育行政に求められているのは、補助金を一般財源化することではなく、まず保育の質を高めるための政策を行うことです。公立保育所運営負担金の一般財源化にはあくまで反対であることを申し述べて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○衛藤委員長 以上で討論は終局いたしました。

○衛藤委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、児童福祉法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○衛藤委員長 起立多数。よって、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○衛藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○衛藤委員長 次に、内閣提出、平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案及び城島正光君外四名提出、平成十六年度における国民年金法による年金の額等の

改定の特例等に関する法律案の両案を一括して議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○坂口国務大臣 ただいま議題となりました平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。公的年金制度及び各種手当制度につきましては、国民年金法等の定めるところにより、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施することとなっており、平成十六年度においては、平成十五年の年平均の全国消費者物価指数が平成十年に比べ二・九％の下落となったことから、国民年金法等の規定に基づくと、これに依りてそれぞれの法律に定める額を減額改定することとなります。

近年の物価の下落に対しましては、平成十二年度から十四年度までの過去三カ年におきましては、公的年金等の額を据え置く特例措置を講じ、平成十五年におきましては、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の比率でありますマイナス〇・九％を基準として年金の額等の改定を行う特例措置を講じました。

平成十六年度におきましても、現役世代の賃金が低下している中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、高齢者等の生活に配慮しつつ、特例措置として、平成十五年の消費者物価の下落分でありますマイナス〇・三％を基準として公的年金等の額を改定することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

平成十六年度において、特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等について、平成十

三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十五年の比率を基準として国民年金法等に定める額の改定を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十六年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○衛藤委員長 次に、金田誠一君。

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○金田(誠)議員 ただいま議題となりました平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公的年金制度及び各種手当制度につきまして、国民年金法等の定めるところにより、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施することとなっております。

しかしながら、この物価スライドは必ずしも機械的に実施されてきたものではありません。平成十一年から十三年までの三力年においては、物価の下落は合計一・七%であったにもかかわらず、公的年金等の額を据え置く特例措置が講じられました。

また、平成十四年においては物価の下落は〇・九%であり、したがって、平成十一年から四力年の合計はマイナス二・六%となるにもかかわらず、平成十四年の比率であるマイナス〇・九%のみの物価スライドという特例措置が講じられました。

さらに、このたびの政府提案によれば、平成十五年の物価の下落は〇・三%であり、したがって、平成十一年から十三年までの三力年の物価下落分一・七%を加えれば合計マイナス二・〇%と

なるにもかかわらず、平成十五年の比率であるマイナス〇・三%のみの物価スライドという特例措置を講じるとしてあります。

平成十一年から五年連続で物価が下落するということは前代未聞の異常事態です。このことは、ひとえに小泉総理と竹中大臣によるデフレ政策の結果であり、政府は責任を免れることはできません。まず、国民の前に謝罪すべきものと考えます。

こうした中で、厚生労働省も、最初の三年間は、来年は上がるだろうとの思いで我慢してきたものの、それも限界に達して、昨年は〇・九%の引き下げに踏み切り、ことしも引き続き〇・三%の引き下げを行うとしてあります。民主党としても、昨年までは賛成してきた立場であり、苦渋の選択であることはよくわかります。

しかしながら、政府の提案は矛盾しています。提案理由によれば、第一に保険料を負担する現役世代との均衡、第二に高齢者等の生活への配慮が挙げられているものの、一律の引き下げは高齢者の生活への配慮を欠いたものと言わざるを得ません。

また、さかのぼって考えてみれば、平成十一年から十三年までの一・七%の据え置きは、保険料を負担する現役世代との均衡を失っていたことになりす。

今日までの政府の対応は、一律の据え置きか一律の引き下げしかありませんでした。そうである限り、こうした矛盾は解消されません。

それではどうするか。解決のキーワードは、最低保障年金という考えです。今日、諸外国においても年金財政が逼迫する中で給付水準が切り下げられていますが、そうした中でも老後の最低生活を保障するという観点から、スウェーデンを初めカナダ、イギリス、オーストラリア等では、原則として全額税による最低保障が行われています。民主党も、昨年のマニフェストで同様の考え方を打ち出したところです。

この最低保障年金という考え方を物価スライドに当てはめれば、物価が下落した場合はスライド

して引き下げるものの、最低保障年金の額は保障されるということになります。一律主義からの脱却でございます。

今日、我が国においては、最低保障年金という制度は存在しません。しかし、近い将来の制度化を展望しながら、その考え方を物価スライドに当てはめることは十分に可能です。このたびの民主党の対案は、こうした観点から策定されております。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成十五年分の物価指数の下落分、マイナス〇・三%の物価スライドを行うこととする一方、最低保障年金制度の創設を念頭に、年金受給額が基準額を下回る者については、物価スライドを行わず年金額を据え置くこととしてあります。

第二に、その基準額とは、主要なケースで、平成十六年度における老齢基礎年金の満額受給者の年金額、おおむね六・六万円としてあります。

なお、この法律の施行日は、平成十六年四月一日としてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○衛藤委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後零時二十四分散会

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

1 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く。)の額		国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)	附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二
厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)による年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第三十四条	厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。)附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付の額	平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第一項に規定する特例障害農林年金の額	平成十三年厚生農林統合法附則第十五条第一項に規定する特例障害農林年金の額	平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による年金である給付の額	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額
平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第十一項において準用する厚生年金保険法第三十四条	平成十三年厚生農林統合法附則第四十五条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	平成十三年厚生農林統合法附則第四十五条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条	児童扶養手当法第五条の二	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条	国家公務員共済組合法第七十二条の二	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による年金である給付の額	地方公務員等共済組合法第七十四条の二
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。)附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額	昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五条
私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金(大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。)の額	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

2 前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

理 由

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十六年度の国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現下の社会経済情勢にかん

がみ、平成十三年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として平成十六年度における国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金の額等の改定を行うこととする一方、年金制度の抜本的な改革において高齢者等の生活の安定を図る観点から一定の最低保障額の年金の支給を保障する制度を創設すべきであることにかんがみ、平成十六年度における年金受給額が基準額を下回る者について、当該改定後の年金の額によらず平成十五年の年金の額の算定の例によることとし、もって高齢者等の生活の安定と抜本的に改革された年金制度の円滑な導入に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「基準額」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 国民年金法による老齢基礎年金の支給を受ける者 保険料納付済期間(同法第五条第二

項の保険料納付済期間をいう。)の月数が四百八十である者の平成十六年度における一月当たりの老齢基礎年金の額

二 国民年金法による寡婦年金の支給を受ける者 前号の額の四分の三に相当する額

三 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条による改正前の国民年金法による老齢年金の支給を受ける者その他の政令で定める年金の支給を受ける者 前二号に定めるところに準じて政令で定める額

2

この法律において「年金受給額」とは、一の者に係る一の月分の国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。以下「国民年金給付」という。)の額、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付の額、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止するための法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。)附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付の額、平成十三年厚生農林統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金の額、平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額、国家公務員共済組合

法(昭和三十三年法律第百二十八号)による年金である給付の額、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による年金である給付の額、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。)附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の額、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金(大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。)の額その他政令で定める年金の給付の額の合計額をいう。

(平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例)
第三条 平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)にかかわらず、平成十三年の年平均の物価指数に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する。

国民年金給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額

国民年金法第十六条の一

昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の一

厚生年金保険法による年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額

厚生年金保険法第三十四条

昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条

昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条

平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第一項及び第二項に規定する年金である給付の額

平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第十一項において準用する厚生年金保険法第三十四条

平成十三年厚生農林統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年金の額

平成十三年厚生農林統合法附則第四十五条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条

平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金の額

平成十三年厚生農林統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の額

児童扶養手当法第五条の二

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の額

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の額

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の額

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の五において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二

昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条

国家公務員共済組合法による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
地方公務員等共済組合法による年金である給付の額	二 地方公務員等共済組合法第七十四条の二
昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額	昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五条
私立学校教職員共済法による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定により昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金(大正十五年四月二日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く。)の額	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項

2 前項の規定による額の改定の措置は、政令で定める。

(平成十六年度の年金受給額が基準額未満の者に関する特例)

第四条 平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の年金の額の算定の例により算定した平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の年金受給額(以下「平成十五年度相当年金受給額」という。)がその月分の基準額以下である者のその月分の年金受給額の算定の基礎とされる各年金の額については、前条の規定による改定後の年金の額によらず、平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の年金の額の算定の例による。

第五条 第三条の規定による改定後の年金の額によるものとして算定した平成十六年四月から平成十七年三月までの月分の年金受給額がその月分の基準額を下回り、かつ、その月分の平成十五年度相当年金受給額がその月分の基準額を上

回る者のその月分の国民年金給付の額については、同条の規定による改定後の額によらず、当該改定後の額にその月分の基準額と年金受給額との差額を加算した額とする。

(政令への委任)

第六条 この法律に定めるもののほか、前条の者のうち国民年金給付を受けない者に対する特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

理 由

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十三年の年平均の物価指数に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率を基準として平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定を行うこととする一方、年金制度の抜本的な改革において高

齢者等の生活の安定を図る観点から一定の最低保障額の年金の支給を保障する制度を創設すべきであることにかんがみ、高齢者等の生活の安定と抜本的に改革された年金制度の円滑な導入に資するため、平成十六年度における年金受給額が基準額を下回る者について、当該改定後の年金の額によらず平成十五年度の年金の額の算定の例によることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約五十億円の見込みである。

平成十六年三月二十三日印刷

平成十六年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B